

香芝市告示第205号

香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年10月23日

香芝市長 三橋 和史

香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者又は法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者（以下「認定保護者」という。）が、特定教育・保育施設又は特定子ども・子育て支援施設（以下「実施施設」と総称する。）に支払うべき食事の提供に要する費用（以下「給食費」という。）に対し、予算の範囲内において香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、香芝市補助金等交付規則（平成11年規則第6号）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において用いる用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる児童（満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。）の認定保護者であって、香芝市（以下「市」という。）内に住所を有するものとする。

- (1) 法第30条の4第1号又は第2号の認定を受けた者のうち、法第7条第10項第2号に規定する実施施設に通う児童
- (2) 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。次号において「令」という。）第4条第1項第1号に規定する教育認定子どものうち、私立又は市外の公立の実施施設に通う児童
- (3) 令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どものうち、私立又は市外の公立の実施施設に通う児童

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、前条各号に掲げる児童1人当たりの給食費に係る実費徴収額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 前条第1号に掲げる児童及び同条第2号に掲げる児童のうち、幼稚園に

通うもの 1人当たり月額600円

- (2) 前条第2号に掲げる児童のうち、認定こども園に通うもの 1人当たり月額800円
- (3) 前条第3号に掲げる児童 1人当たり月額1,200円
(補助金の交付の方法)

第5条 第3条第1号に掲げる児童のうち市内の私立の幼稚園に通うもの、同条第2号に掲げる児童のうち市内の私立の認定こども園又は幼稚園に通うものの及び同条第3号に掲げる児童のうち市内の私立の認定こども園又は保育所に通うものに係る補助金の交付は、市から実施施設を運営する法人に対して支払うことにより行うものとする。

- 2 第3条各号に掲げる児童（前項に規定する者を除く。）に係る補助金の交付は、市から補助対象者に支払うことにより行うものとする。
(補助金の交付申請)

第6条 前条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする法人（以下「法人申請者」という。）は、市長が指定する期限までに、香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金交付申請書（第1号様式）に、事業計画書（第2号様式）を添えて、実施施設ごとに市長に提出しなければならない。

- 2 前条第2項の規定により補助金の交付を受けようとする補助対象者は、市長が指定する期限までに、香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金交付申請書兼請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。
(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の交付を決定し、香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金交付決定通知書（第4号様式）により法人申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の交付を決定し、香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金交付決定通知書（第5号様式）により当該申請をした者（第4項において「申請者」という。）に通知するものとする。
- 3 前条第2項に規定する補助対象者に交付すべき補助金の額は、前項の規定による補助金の交付の決定をもって確定したものとみなす。
- 4 市長は、第2項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、申請者が指定した口座に補助金を振り込むものとする。
(事業計画の変更申請等)

第8条 法人申請者は、補助金の交付の決定を受けた後、やむを得ない理由に

より第6条第1項の規定による申請に係る金額を変更しようとするときは、香芝市特定教育・保育施設等給食費補助事業計画変更承認申請書（第6号様式）に、変更後の事業計画書（第2号様式）を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、同項の規定による申請に係る金額の100分の20に相当する金額を超えない変更については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、香芝市特定教育・保育施設等給食費補助事業計画変更承認通知書（第7号様式）により、法人申請者に通知するものとする。

（補助金の概算払）

第9条 法人申請者に交付する補助金については、香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金交付決定通知書（第4号様式）に記載された交付決定金額の8割を上限として、概算払により支払うことができるものとする。

- 2 法人申請者が前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金概算払請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（実施施設における実績報告）

第10条 法人申請者は、事業計画書（第2号様式）に記載された期間の終了後速やかに、香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金実績報告書（第9号様式）に、実績報告書内訳表（第10号様式）を添えて、市長に提出しなければならない。

（実施施設に対する補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の額を確定し、香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金交付金額確定通知書（第11号様式）により法人申請者に通知するものとする。

（実施施設からの補助金の請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた法人申請者（第9条の規定により概算払を受けた者を除く。）は、香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金交付請求書（第12号様式）により、市長に補助金を請求するものとする。

（実施施設に対する補助金の交付）

第13条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに法人申請者に補助金を交付するものとする。

（補助金の精算）

第14条 第9条の規定により概算払を受けた法人申請者は、第11条の規定による通知を受けたときは、速やかに香芝市特定教育・保育施設等給食費補

助金概算払精算書（第13号様式）により補助金を精算しなければならない。
(補助金等の返還)

第15条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

第1号様式（第6条関係）

香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金交付申請書

年　月　日

香芝市長

法人の所在地

法人の名称

法人代表者職氏名

下記の実施施設に係る香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金の交付について、香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、事業計画書（第2号様式）を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 実施施設の所在地

2 実施施設の名称

3 実施施設の種類 保育所 認定こども園（保育利用）
認定こども園（教育利用） 幼稚園

4 交付申請金額 金 円

以上

第2号様式（第6条、第8条関係）

事業計画書

実施施設の名称	
実施施設の種類	<input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 認定こども園（保育利用） <input type="checkbox"/> 認定こども園（教育利用） <input type="checkbox"/> 幼稚園

対象年月	1人当たりの補助金額	対象人数	補助金額（計）
年月分	円	人	円
年月分	円	人	円
年月分	円	人	円
年月分	円	人	円
年月分	円	人	円
年月分	円	人	円
年月分	円	人	円
年月分	円	人	円
年月分	円	人	円
年月分	円	人	円
年月分	円	人	円
年月分	円	人	円
年月分	円	人	円
年月分	円	人	円
年月分	円	人	円
	交付申請額（合計額）		円

備考

- 1 認定こども園においては、「保育利用」と「教育利用」の場合に分けて、それぞれ提出してください。
- 2 「実施施設の種類」欄は、保育所、認定こども園（保育利用）、認定こども園（教育利用）又は幼稚園のいずれかにチェックしてください。
- 3 「1人当たりの補助金額」欄は、保育所又は認定こども園（保育利用）にあっては1,200円、認定こども園（教育利用）にあっては800円、幼稚園にあっては600円を記入してください。

第3号様式（第6条関係）

香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金交付申請書兼請求書

年　月　日

香芝市長

住　　所

氏　　名

電　話　番　号

香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金の交付について、香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金交付要綱第6条第2項の規定により、次のとおり申請し、及び請求します。

請　求　額	金	円
-------	---	---

1 本補助金の交付対象となる認定保護者の児童

フリガナ		在籍施設の種類	<input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 認定こども園（保育利用） <input type="checkbox"/> 認定こども園（教育利用） <input type="checkbox"/> 幼稚園
氏　名		認定期間	年　月から　年　月まで
生年月日	年　月　日	在籍施設の名称	

2 交付申請額

対象年月	年　月	年　月	年　月	年　月	年　月	年　月	
交付申請額	円	円	円	円	円	円	
対象年月	年　月	年　月	年　月	年　月	年　月	年　月	
交付申請額	円	円	円	円	円	円	
交付申請額（合計額）			円				

3 振込先金融機関

支　払　機　関　名	預　金　種　別	口　座　番　号
銀行	支店	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他()
農協	店　番	フリガナ
信金		口　座　名　義　人

4 同意欄

市が私及び上記1の児童の住民登録状況について、関係公簿等を調査することに同意します。

5 委任欄（申請者と口座名義人が異なる場合のみ自署又は記名押印してください。）

市が私に交付する本補助金について、上記3の口座名義人に受領を委任します。

委任者（申請者）氏名

備考

- 1 本補助金の交付対象となる認定保護者の児童1人につき、本申請書兼請求書を提出してください。
- 2 「請求額」欄は、「交付申請額（合計額）」欄の金額と同額を記入してください。

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長

印

香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金について、香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり通知します。

1 実施施設の所在地

2 実施施設の名称

3 実施施設の種類

4 交付決定金額 金 円

第5号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長

印

香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金について、香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金交付要綱第7条第2項の規定により、次のとおり通知します。

在籍施設の名称		
児童の氏名		
対象期間	年 月から	年 月まで
交付決定金額	金	円

第6号様式（第8条関係）

香芝市特定教育・保育施設等給食費補助事業計画変更承認申請書

年　　月　　日

香芝市長

法 人 の 所 在 地

法 人 の 名 称

法人代表者職氏名

年　　月　　日付け　　第　　号により交付の決定を受けた香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金に係る事業計画を変更したいので、香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、変更後の事業計画書（第2号様式）を添えて、次のとおり申請します。

変更後の交付申請金額	金 円
変更理由	

第7号様式（第8条関係）

様

第 号

年 月

香芝市長

印

香芝市特定教育・保育施設等給食費補助事業計画変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金に係る事業計画の変更について承認したので、香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり通知します。

変更後の交付決定金額 金 円

第8号様式（第9条関係）

香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金概算払請求書

年　　月　　日

香芝市長

法 人 の 所 在 地

法 人 の 名 称

法人代表者職氏名

印

年　　月　　日付け　　第　　号により交付の決定を受けた香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金について概算払を受けたいので、香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、次のとおり請求します。

概算払請求額　　金　　円

第9号様式（第10条関係）

香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金実績報告書

年　月　日

香芝市長

法人の所在地

法人の名称

法人代表者職氏名

下記の実施施設に在籍する児童に係る給食費及び補助金額について、香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金交付要綱第10条の規定により、実績報告書内訳表（第10号様式）を添えて下記のとおり報告します。

記

実施施設の所在地	
実施施設の名称	
実施施設の種類	<input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 認定こども園（保育利用） <input type="checkbox"/> 認定こども園（教育利用） <input type="checkbox"/> 幼稚園
実績報告書内訳表（第10号様式） 記載の補助金額合計額	金 円

以上

第10号様式（第10条関係）

実績報告書内訳表 (年 月分)

実施施設の名称			
実施施設の種類	<input type="checkbox"/> 保育所	<input type="checkbox"/> 認定こども園（保育利用）	
	<input type="checkbox"/> 認定こども園（教育利用）	<input type="checkbox"/> 幼稚園	
年齢	歳児	ページ目／総	ページ

対象児童に係る給食費及び補助金額は、次のとおりです。

備考

- 1 内訳表は、対象月、実施施設の種類及び年齢ごとに作成し、ページ数を記入してください。
 - 2 「実施施設の種類」欄は、保育所、認定こども園（保育利用）、認定こども園（教育利用）又は幼稚園のいずれかにチェックしてください。
 - 3 「補助金額」欄は、原則として限度額（保育所又は認定こども園（保育利用）にあっては1,200円、認定こども園（教育利用）にあっては800円、幼稚園にあっては600円）を記入し、対象児童の対象月における給食費の実費徴収額が限度額未満の場合には、当該実費徴収額を「給食費」欄及び「補助金額」欄に記入してください。

第11号様式（第11条関係）

第 号

年 月 日

様

香芝市長

印

香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金交付金額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金について、香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり通知します。

交付確定金額 金 円

第12号様式（第12条関係）

香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金交付請求書

年　　月　　日

香芝市長

法人の所在地

法人の名称

法人代表者職氏名

印

年　　月　　日付け　　第　　号により交付金額が確定した香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金について、香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

交付請求金額　　金　　円

第13号様式（第14条関係）

香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金概算払精算書

年　　月　　日

香芝市長

法 人 の 所 在 地

法 人 の 名 称

法人代表者職氏名

年　　月　　日付け　　第　　号により交付金額が確定した香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金について、香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり精算します。

概 算 払 を 受 け た 金 額	金	円
交 付 確 定 金 額	金	円
差 引 過 不 足 額 (<input type="checkbox"/> 請 求 額 <input type="checkbox"/> 返 還 額)	金	円

備考 不足額を請求する場合は、法人代表者職氏名欄に押印してください。